神戸市経営改善計画策定促進補助金 募集要項(申請の手引き)

目次

1	概要	. 1
2	対象者	. 1
	対象となる事業者	. 1
	対象外の申請者(不交付要件)	. 2
3	対象経費	. 2
4	交付額	. 3
5	申請続き	. 4
	申請期間	
	申請の流れ	. 4
	申請方法	. 5
	提出書類	. 5
6	問合せ先	5

1. 概要

神戸市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、厳しい経営環境におかれている市内中小法人等の経営改善を促進するため、早期経営改善計画及び経営改善計画の策 定経費の一部を神戸市経営改善計画策定促進補助金として交付します。

	令和4年4月1日以降に、国から事業委託を受けた兵庫県中小企業活性化協議会			
対象者 [※]	に対し、早期経営改善計画策定支援事業または経営改善計画策定支援事業の利			
	用申請を行った市内事業者			
→	早期経営改善計画または経営改善計画の策定にかかる経費のうち、認定経営革			
対象経費	新等支援機関へ支払った経費			
	対象経費の自己負担額の1/2			
交付額※	補助上限:早期経営改善計画の場合 37,500円			
	経営改善計画の場合 400,000円			

※ 詳細は次ページ以降でご確認ください。

<参考>中小企業庁ホームページ

・早期経営改善計画策定支援

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/04.html

経営改善計画策定支援

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/05.html





2. 対象者

対象となる事業者

以下のすべての要件に該当する事業者が対象です。

- 申請日時点で神戸市内の事業者であること
 - ・法人の場合:神戸市内に本店所在地を置くこと

- ・個人事業主の場合:神戸市内に住所を有すること
- 令和4年4月1日以降に兵庫県中小企業活性化協議会に早期経営改善計画策定支援事業また は経営改善計画策定支援事業の利用申請を行っていること
- 市税に滞納および未申告の税額がないこと

対象外の申請者(不交付要件)

次のいずれかに該当する事業者は対象外です。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊 営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- 政治団体
- 宗教上の組織若しくは団体
- 暴力団、暴力団員、暴力団等と密接な関係を有する事業者
- 暴力団等が経営に事実上参画している事業者
- その他、神戸市が補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと判断した事業者

3. 対象経費

兵庫県中小企業活性化協議会が認定した早期経営改善計画または経営改善計画の策定にかかる 経費のうち、認定経営革新等支援機関に支払った経費

- ・DD(デューデリジェンス)費用も対象です。
- ・伴走支援、金融機関交渉にかかる経費は対象外です。
- ・兵庫県信用保証協会*からの補助など、対象経費に対する他の補助制度等を受けている場合 は、補助額を対象経費から差し引きます。
 - * 兵庫県信用保証協会の保証付借入金がある方を対象に経営改善計画策定に要する費用の6分の1(上限20万円)の補助があります。(早期経営改善計画策定支援事業は対象外) 詳細は兵庫県信用保証協会へお問い合わせください。

4. 交付額

補助率:対象経費の自己負担額の1/2

補助上限額:早期経営改善計画の場合 37,500円

経営改善計画の場合 400,000円

※ 百円未満切捨て

※ 消費税は補助対象外

(例1) 早期経営改善計画の場合

	②国の負担	③自己負担額	神戸市補助額
①計画策定費用	(①×2/3)	(① -②)	((③−消費税額) ×1/2)
23.25万円	15万円(上限)	8.25万円	3.75万円(上限)
22.5万円	15万円(上限)	7.5万円	3.4万円
15万円	10万円	5万円	2.27万円

(例2)経営改善計画の場合

①計画策定費用	②国の負担 (①×2/3)	③信用保証協会 の補助額 ((①-②) ×1/2)	④自己負担額 (①-②-③)	神戸市補助額 ((④-消費税額) ×1/2)
308万円	200万円(上限)	20万円(上限)	88万円	40万円(上限)
300万円	200万円(上限)	20万円(上限)	80万円	36.36万円
120万円	80万円	20万円(上限)	20万円	9.09万円
96万円	64万円	16万円	16万円	7.27万円
96万円	64万円	補助なし	32万円	14.54万円

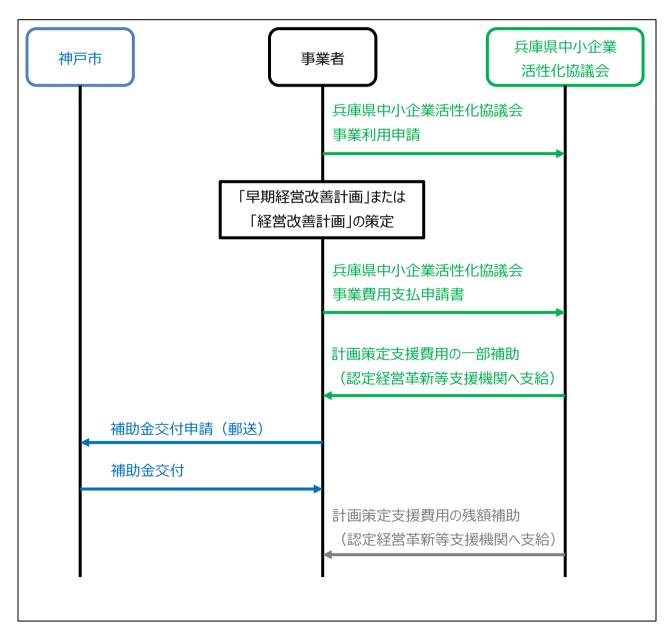
5. 申請手続き

申請期間

令和6年3月1日~令和7年2月28日(消印有効)

申請の流れ

「早期経営改善計画」または「経営改善計画」を策定した後に、兵庫県中小企業活性化協議会から計画策定支援の経費に対する補助を受けてから、当市へ申請することができます。



申請方法

- ・郵送申請のみ
- ・申請書は下記ホームページよりダウンロードしてください。

URL: https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/keieikaizen.html



(下記提出先にも申請書類を設置しています)

<提出先> 〒651-0087

神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館 4階

神戸市経済観光局経済政策課 経営改善計画策定促進補助金担当 宛

- ※ 郵便事故に関しては対応できかねます。申請書の到着確認を希望する場合は、書留やレターパック等の方法にて郵送してください。
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面での受付窓口を設置していません。

提出書類

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 宣誓・同意書(様式第2号)
- ③ 業務別請求明細書の写し 認定経営革新等支援機関が兵庫県中小企業活性化協議会へ提出したもの
- ④ 計画策定費用の支払に関する通知書の写し 兵庫県中小企業活性化協議会が認定経営革新等支援機関へ送付したもの
- ⑤ 経営改善計画策定費用補助の決定に関する通知書の写し【信用保証協会から補助を受けている者のみ】 兵庫県信用保証協会が事業者へ送付したもの

6. 問合せ先

神戸市経済観光局経済政策課

TEL: 078-891-3924 メールアドレス: kinkyukeizai@office.city.kobe.lg.jp